公募型プロポーザル方式による受託者の公募に関する公告説明書

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

　当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

　令和７年２月28日

茨城県知事　　大井川　和彦

記

１　調達に付する事項

（１）業務名

　　　令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション展開事業業務

（２）目的

　　　「美味しいほしいもといえば茨城」というイメージを消費者に定着させるため、茨城県産ほしいもについて、メディアにも注目されるインパクトのあるプロモーションを展開する。

（３）業務内容

　　　「令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション展開業務委託仕様書」のとおり。

（４）履行期間

　　　契約日（令和７年４月１日予定）から令和８年３月31日まで

（５）見積限度額

３５，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内

　　　※この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。（予定価格は別途定める。）

（６）対象となる経費

　　　「令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション展開業務委託仕様書」の業務に係る経費。

２　業務受託予定者の選定方法

　　第一次選考（書類審査）及び第二次選考（プレゼンテーション審査）による二段階選考により選定する。

３　プロポーザルの参加者に要求される資格要件

　　当プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての要件を満たすこと。

（１）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「広告・出版・催物」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。なお、当該要項に基づき当該参加資格者名簿への登録を申請中である事業者も、当該プロポーザルの参加を認めることとする。ただし、当該事業者についてのプロポーザル審査結果は、当該資格要件の審査が当該事業の契約締結期限までに終了していないとき、又は、資格を有すると認められなかったときは無効とする。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）国税及び地方税を滞納していないこと。

（５）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

（６）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

４　手続き等に関する事項

（１）担当部局

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番６　茨城県庁行政棟17階

　　　茨城県農林水産部産地振興課　露地野菜担当

　　　電話029-301-3950

　　　メールアドレス　[sansin3@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:sansin3@pref.ibaraki.lg.jp)

（２）関係書類の交付方法

ア　交付期間

公告の日から令和７年３月18日（火）まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条各号に定める日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

イ　交付場所

　　　（１）の担当部局に同じ。

　　ウ　交付方法

　　　　イにおいて直接交付するほか、茨城県ホームページ「入札情報システム」からダウンロードすることができる。

　　　　ＵＲＬ http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter

　　　　なお、直接交付を希望する場合は、（１）の担当部局あて事前に連絡を行うこと。

（３）プロポーザルに係る質疑受付・回答

ア　質疑の提出方法

　　　　質疑・回答書（様式１）により、電子メールにより提出するものとする。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

イ　提出先

（１）の担当部局に同じ。

ウ　質疑送付期間

　　　　令和７年３月３日（月）から令和７年３月７日（金）午後５時までとする。

エ　回答方法

全ての質疑を一括して令和７年３月12日（水）午後５時を目途に電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加または修正とみなす。

５　提出書類及び提出方法等

（１） 提出書類及び部数

ア　企画提案提出書（様式２）　　　１部

イ　会社・団体の概要（様式３）　　１部

ウ　会社・団体のパンフレット　　　１部

エ　過去５年間の同種又は類似業務の実績（様式４）　８部

オ　企画提案書の概要（様式５）　　８部

カ　企画提案書（自由様式）　　　　８部

「令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション展開業務委託仕様書」の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。ただし、提案者の商号又は名称は記載しないこと。

（ア）基本的な考え方（コンセプト、ターゲット等）

（イ）「ほしいもの日（１月10日）」を核とした集中プロモーションのうち「全国ほしいもグランプリ2026」の開催に係る提案

（ウ）「ほしいもの日（１月10日）」を核とした集中プロモーションのうち「ほしいもの日キャンペーン」の企画提案

（エ）ほしいもＰＲイベント出展又は開催に係る提案

（オ）ほしいもＰＲ資材の製作提案

（カ）その他の企画提案

（キ）工程計画

（ク）業務執行体制

（ケ）効果測定の方法

（コ）費用見積額（項目ごとに数量、単位、単価、金額を明記すること。）

キ　資格要件に係る申立書（様式６）　１部

（２）提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を持参又は郵送（書留郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）すること。

（３）提出先

　　　前記４（１）の担当部局。

（４）提出期限

　　　令和７年３月18日（火）午後５時までとする。

※　受付時間は午前９時から午後５時まで（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条に規定する県の休日及び正午から午後１時までを除く）。

郵送の場合には、令和７年３月18日（火）午後５時までに到着したものを有効とする。

６　審査方法及び評価項目

(１)　審査方法

企画提案応募者から提出された企画提案書に基づき、次のとおり二段階選考を行うものとする。

　　ア　第一次選考

（ア）選考方法：書類審査

（イ）評価項目：（２）のとおり

（ウ）合否発表：令和７年３月21日（金）午後５時までに発表

（エ）通知方法：第一次選考書類審査結果通知書（様式７）により、様式２に記載された

E-mailアドレスあて通知する。

　　　　　　　　　※不合格と通知された者は、第二次選考審査に参加することができない。

※審査は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

イ　第二次選考

（ア）選考方法：プロポーザル審査

（イ）評価項目：（２）のとおり

（ウ）選考日時：令和７年３月26日（水）

　　　　　　　　　※選考時間は、第一次選考書類審査結果通知書（様式７）に記載する。

（エ）説明時間：15分以内（提出書類に基づく説明終了後、10分以内の質疑を予定）

※審査の公平・公正を期するため、説明において自社名（固有名詞）に言及しないこと。

（オ）合否発表：令和７年３月27日（木）午後５時までに発表

（カ）通知方法：電子メール及び文書にて通知する。

　　　　　　　　　※審査は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

（２）企画案を審査するための評価項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価の内容 |
| １．業務実施方針 | |  |
|  | ①業務実施方針及び実施計画 | ・当該業務に取り組む目的及び業務内容、本県産ほしいもの魅力などを理解し、コンセプトやターゲットの設定等が明確かつ適切な企画となっているか。  ・参画への意欲や積極的な取組姿勢が十分に感じられる提案であるか。  ・実施可能かつ適切なスケジュールに基づく企画提案か。  ・事業の効果的、効率的な推進ができるような予算配分になっているか。 |
| ２．提案内容 | | |
|  | ②「全国ほしいもグランプリ2026」開催 | ・県内・県外から多くの事業者の参加が見込める内容となっているか。  ・審査員等のキャスティングについて、メディア露出が期待できるような提案になっているか、また調整力はあるか。 |
|  | ③「ほしいもの日キャンペーン」企画 | ・消費者の認知度向上に繋がる内容となっているか。  ・首都圏キー局の情報系・ニュース系番組での放映などメディア露出が期待できるような内容となっているか。 |
|  | ④ほしいもＰＲイベントへ出展又は開催 | ・イベントは、集客力があり波及効果が期待できる内容か。  ・本県産ほしいもの魅力を伝えるための適切なＰＲ手法となっているか。 |
|  | ⑤ほしいもＰＲ資材の製作 | ・話題性や情報発信力の面で、効果的かつ効率的な成果が期待できる提案となっているか。 |
|  | ⑥その他の企画 | ・上記の内容のほか、当プロモーションの話題化や本県産ほしいもの魅力の発信に寄与する効果的な企画が提案されているか。 |
|  | ⑦効果測定 | ・数値目標が事業の成果を示す値として適切か。また、目標の性質に照らして的確な目標水準となっているか。  ・効果測定の方法は適切か。 |
|  | ⑧提案内容の独自性 | ・業務の目的や仕様に沿った提案者独自のノウハウや特色が活かされた提案内容になっているか。 |
| ３．実施体制 | | |
|  | ⑨実施体制の適切性 | ・指揮系統及び役割分担（責任者、担当者等）が具体的に示され、本業務を確実に履行できる体制となっているか。  ・配置予定者には、十分な専門知識や実績があり、委託業務を確実に履行する能力があると認められるか。 |
| ４．業務実績 | | |
|  | ⑩過去５年間の実績 | ・過去５年間に同種又は類似業務に関する実績があり、本業務を確実に履行する能力があると認められるか。 |

７　その他の留意事項

（１）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（２）本公募参加者等又は契約の相手方が本件公募に関して要した経費は、当該公募参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。

（３）提出された企画提案書は返却しない。

（４）提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

（５）企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

（６）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（７）企画提案書の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、見積合せにより別途決定する。

（８）契約書の作成要否　要

（９）契約保証金は茨城県財務規則第138条第２項第３号の規定により免除とする。

（10）本企画提案競争に係る令和７年度当初予算が否決された場合、またはその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。

（様式１）

　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県農林水産部産地振興課 露地野菜Ｇ 行

E-mail：[sansin3@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:sansin3@pref.ibaraki.lg.jp)

令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション展開事業業務委託

質疑・回答書

名称　　：

担当者名：

連絡先　：

|  |
| --- |
| 質問内容 |
|  |

|  |
| --- |
| 回答内容 |
|  |

（様式２）

令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション展開事業業務委託企画提案提出書

令和７年３月　　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

（産地振興課扱い）

住所

商号又は名称

代表者氏名

　この事業を受託したいので、別添のとおり関係書類を提出します。

記載責任者及び連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（ふりがな） |  |
| 所属 |  |
| 有資格者名簿  登録番号 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

（様式３）

会社・団体の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者 |  |
| 住所 |  |
| 資本金 |  |
| 設立年月日 |  |
| 従業員数 |  |
| 事業内容 |  |
| 主な支店・営業所 |  |

※会社・団体の概要に係るパンフレットを添付すること（提出部数１部）

（様式４）

過去５年間の同種又は類似業務の実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務名 | 発注者  （商号又は名称）  （住所）  （電話番号） | 業務の内容 | 契約金額(千円)  履行期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※最大５件まで記載すること。

（様式５）

企画提案書の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |

※「商号又は名称」は、提出部数８部のうち、１部のみ掲載すること。それ以外の７部には記載しないこと。

〔　企画提案内容の概要　〕

|  |
| --- |
| １　基本的な考え方（当プロモーションのコンセプト、ターゲット等） |
| ２「ほしいもの日（１月10日）」を核とした集中プロモーションのうち  「全国ほしいもグランプリ2026」の開催に係る提案 |
| ３「ほしいもの日（１月10日）」を核とした集中プロモーションのうち  「ほしいもの日キャンペーン」の企画提案 |
| ４　ほしいもＰＲイベント出展又は開催に係る提案 |
| ５　ほしいもＰＲ資材の製作提案 |
| ６　その他企画の提案 |
| ７　全体スケジュール |
| ８　実施体制（再委託の有無及び予定） |
| ９　効果測定の方法 |
| １０　費用見積額（見積様式は任意、内容詳細が確認できるもの「一式」は不可） |
| １１　その他自由提案 |

（様式６）

資格要件に係る申立書

令和７年３月　日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

（産地振興課扱い）

住所

商号又は名称

代表者氏名

茨城県が実施する「令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション展開事業業務委託」のプロポーザル参加に要求される下記の資格要件を全て満たす者であることを申し立てます。

（１）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「広告・出版・催物」に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。なお、当該要項に基づき当該参加資格者名簿への登録を申請中である事業者も、当該プロポーザルの参加を認めることとする。ただし、当該事業者についてのプロポーザル審査結果は、当該資格要件の審査が当該事業の契約締結期限までに終了していないとき、又は、資格を有すると認められなかったときは無効とする。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（４）国税及び地方税を滞納していないこと。

（５）当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。

（６）茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第２条第１号から同条第３号に規定する者でないこと。

（様式７）

産振第　　号

令和７年３月　日

　　　　　　　　　　　　　殿

茨城県知事　　大井川　和彦

第一次選考書類審査結果通知書

令和７年　月　日付けで申請のあった下記の入札に係る貴殿の提案について、下記のとおり審査したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　件名 | 令和７年度茨城県産ほしいもプロモーション  展開事業業務委託 |
| ２　第一次選考書類審査結果 | 合格　　　・　　　不合格 |
| ３　第二次選考（プレゼンテーション）日時 | 令和７年　月　日（　）  　　　時　　分　から　　時　　　分まで |